

# 防衛相

# 「砂川判決根拠とせず」

集団的自衛権 政府・与党、不一致

衆院平和安全法制特別委員会は15日、一般質疑を行つた。中谷元防衛相は、1

件判決が集団的自衛権の行使容認を含めたと判断する

わけではない」と明言した。

民主党の高村正彦副総裁は、11日の衆院憲法審査会で

「最高裁判が下した判決こそ、根本になるかどうかについて直接の根拠としている

民主党的寺田学氏は、高

村氏の発言を挙げ、「集団的

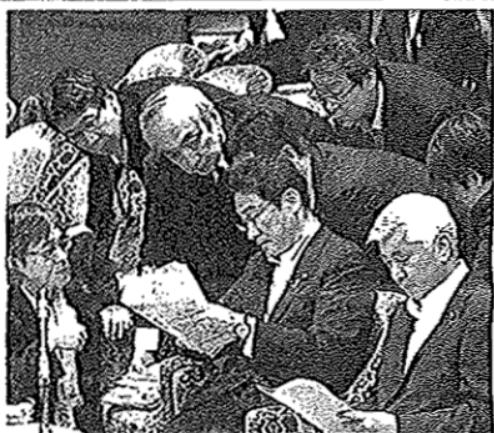
自衛権の行使容認の根拠を

一方、横畠裕介内閣法制局長官は、砂川判決につい

て「国際法上は集団的自衛

【飼手勇介】

権とされるものでも、わが國を防衛するためにやむを得ない措置は含んでいると解釈できる」と述べ、高村氏の発言を支持した。



衆院平和安全法制特別委員会で民主・後藤祐一氏の質問への答弁を巡って質疑が止まり、職員や与党理事に囲まれて資料を検討する岸田文雄外相（中央）。右手前は中谷元防衛相＝国会内で15日午後2時8分、藤井太郎撮影

よって立すべき法理」と述べ、野党は政府・与党内の発言の食い違いを追及する構えだ。

砂川判決は憲法9条が許容する自衛権について「わが国の権能の行使として当に必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然」との見解を示した。

一方、横畠裕介内閣法制局長官は、砂川判決を認めめた72年見解が根拠との考え方を示した。

ただ、民主党の長島昭久氏が「砂川判決は集団的自衛権について判断していない」とたたずく。横畠氏は「厳密な意味での判例としての法的効力まではないが、それなりの重みがあり、権威ある判断として尊重すべきものだ」と述べた。